

財務諸表及び利益処分承認について

■財務諸表承認について

- 地方独立行政法人法第 34 条に基づき、法人は毎事業年度、6 月末までに財務諸表を県に提出し、承認を受けなければならない。
- 県は、提出された財務諸表等について別添「財務諸表の承認について(チェック項目)」に基づきチェックを行い、承認を行う。
- その際、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第 3 条に基づき、評価委員会の意見を聴取することができる。

地方独立行政法人法（抄）（平成 30 年 4 月 1 日施行分反映） （財務諸表等）

- 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（抄）（平成 30 年 3 月 30 日施行分反映） （所掌事項）

- 第 3 条 委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 11 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、次に掲げる事項（神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会にあっては、第 3 号に掲げるものに限る。）であつて知事が必要と認めるものについて、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。
- (1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の中期計画の作成又は変更の認可に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の事業年度ごと及び中期目標の期間における業務の実績の評価に関すること。
- (3) その他地方独立行政法人の業務運営に関すること。

■利益処分承認について

- 地方独立行政法人法第 40 条に基づき、法人は毎事業年度、剰余金を積立金として整理しなければならないが、県の承認を受けた額は中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。
- 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（以下「基準」）によると、県が承認する額は、利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じた額であり、経営努力の証明は法人が自ら行うとあるため、保健福祉大学は承認を受けたい剰余金がある場合、発生要因を含む剰余金の概要と利益処分（案）を県に示すものとする。
- 県は、基準に基づき利益について経営努力認定を行い、利益処分の承認を行う。その際、評価委員会の意見を聴取することができる。

地方独立行政法人法（抄）（平成 30 年 4 月 1 日施行分反映）

（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2（略）

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4～6（略）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期計画（抄）

第 8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（抄）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること

(2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること